

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」
知的財産委員会設置運営規程

2019年2月19日

SIP AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム
プログラムディレクター 中村祐輔

（目的）

第1条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム（以下「AIホスピタル」という。）運用規程第5条に定める知的財産委員会（以下「委員会」という。）の運営に係る事項について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 1 「研究開発プロジェクト等」とは、SIP AI ホスピタルの公募により採択された研究開発プロジェクト、及び運用規定第2条第4項に規定する機関をいう。
- 2 「知的財産権等」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び外国における当該各権利に相当する権利
 - (2) (1)に定める各権利を受ける権利
 - (3) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に定める権利を含む。）、著作隣接権、報酬請求権（著作権法第94条の2、第95条の3第3項及び第97条の3第3項に規定するもの）、二次使用料請求権（著作権法第95条第1項及び第97条第1項に規定するもの）および外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
 - (4) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究開発プロジェクト等および管理人協議の上、特に指定するもの
 - (5) 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（以下「成果有体物」という。）および無体物（以下「成果無体物」という。）
 - ア 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - イ 研究開発の際に創作又は取得されたものであって前項アを得るために利用されるもの
 - ウ 前項ア又はイを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- 3 「通常実施権」とは、知的財産権等の実施権、使用权、利用権、報酬請求権等をいう。
- 4 「特許等出願等」とは、特許出願、実用新案登録出願又は意匠出願をいう。
- 5 「管理人」とは、運用規程第2条第3項に規定する機関をいう。

(所掌)

第3条 運用規程第2条第1項に規定する事項とする。

(組織および委員)

第4条 委員会の委員は、第三者で構成し、PDが指名し、管理法人が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠等の委員の任期は、前任者等の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、会務を総理する。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故等のあるとき、予め委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 委員長又は委員が、審議・調整する案件に直接の利害関係を有する場合、当該委員長又は委員はその審議等に加わることはできない。

4 委員会の議決は、全会一致を原則とする。ただし、全会一致を得られない場合は、委員会に出席した者の過半数以上で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員が委員会を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

6 欠席する委員は、委員長を通じて、委員会の審議対象となる事案に関して、書面により意見等を提出することができる。

7 委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。なお、持ち回りで開催した場合の議決は、同条第4項の規程に準ずるが、議決にあたっては全委員によるものとする。

(委員以外の参加)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者から、資料の提出、意見の表明、説明、会議への出席の他必要な協力を依頼することができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、研究開発に係る非公開の知見・知識、着想(アイデア)、技術等を審議の対象とすることから、原則非公開とする。ただし、委員長が委員会を公開することが適当と判断したときは、委員会を公開することができる。

(委員会の議事録等)

第9条 委員会の議事録は原則非公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、委

員会の決定を経て議事録のその全部又は一部を適切な方法により公開することができる。

(委員の秘密保持義務)

第10条 委員は、審議の内容その他その職務を通じて知り得た一切の機密を漏洩、利用・使用、流用等してはならない。なお、委員の委嘱が終了した後も同様の義務を負う。

(庶務等)

第11条 委員、委員会等に係る庶務は、管理法人において処理する。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員長がPDと協議のうえ、定める。